

愛北漁業協同組合育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛北漁業協同組合が行う水産業の生産力の増進と、漁業の振興に要する経費に対し、予算の範囲内で愛北漁業協同組合に、町費補助金等予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(事業の内容及び補助額)

第2条 この要綱に基づき交付する補助対象事業の内容及び補助額は別表のとおりとする。

(補助金の申請及び交付等)

第3条 補助金の申請及び交付等については規則に定めるところによる。

附 則（昭和62年2月23日大口町訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の種類	対象経費	補助額
愛北漁業協同組合育成事業補助金	愛北漁業協同組合が行う内水面漁業の振興補函るために要する経費	定額